

令和 6 年度中に申し出られた苦情等への対応状況

(1) 申出件数

1 件 (令和 7 年 3 月 1 6 日申出)

(2) 申出の趣旨

○市立女子短期大学に関する申出

- 1) 市立女子短期大学について、男女共同参画の観点から、4 年制大学とするときに、女子大学とするとともに、経営学部を設けてはどうか。
- 2) 市立女子短期大学について、地域において、それぞれの学科がそれぞれに性別役割固定を生じさせてきた可能性があると考えられるため、4 大化や共学化にあたっては、短期大学が、男女共同参画との関係で、いかなる効果を地域にもたらしてきたのかの評価や検証が必要ではないか。

(3) 調査結果

当課で、「岐阜市男女共同参画推進条例に係る苦情等の対応に関する要綱」(以下、「要綱」という。)第 3 条に基づき調査し、その結果は以下のとおりです。

- 1) 本市では、令和 6 年 3 月に策定した岐阜市立女子短期大学将来構想に基づき、女子短期大学を男女共学・4 年制の新大学に移行するための計画の検討を進めている。

現在、大学進学率の男女差はほぼ無くなり(令和 6 年度学校基本調査 大学・短期大学への進学率 女性 61.7%、男性 62.8%)、機会の平等が浸透しつつある中、本市としては、多様な価値観に触れながらともに学び合う環境が実現するよう、新大学を男女共学とすることが必要であると考えている。

- 2) 人文、家政系学科によって、性別役割固定を生じさせてきたのではないかとの指摘であるが、開学以来本学の卒業生は 1 万 8 千人を数え、また、毎年おおむね 95% を超える就職率を誇っており、人文学、家政学を学んだとしても、家庭に入るものではなく、社会人として、地域社会に貢献している。こうした実績から、必ずしも、学科から性別役割固定を生じさせてきたとは捉えにくい。新たに設置を計画している 4 年制大学では、経営系学部と本学でこれまで培ってきたデザイン系を高度化した学部を軸に、男女等しく学べる大学を検討していくこととした。

なお、本件の申出の趣旨の 2 点においては、意見聴取の結果、関係部局から検討

及び啓発について、対応することが確認できたため、事務局において苦情処理部会の開催には及ばないと判断した。

(4) 通知

要綱第3条第4項の規定に基づき、申出者に対して、「苦情等対応通知書（第2号様式）」により、上記結果を通知した。（令和7年4月14日通知）